平成２２年（フ）第９５号
長野市吉田１丁目26番22号シティハイムＫ＆M102号、前住所長野市吉田４丁目５番16601号メゾンデュオーラ信濃
債務者　小田　憲史
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
長野市大字東和田181番地15
債務者　大峡さおり（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
長野県木曽郡木曽町福島2613番地５　越畑町営住宅16号
債務者　中村　淳志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２４号
長野県安曇野市三郷明盛2308番地３
債務者　石曽根拓也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３３号
長野県塩尻市大門五番町18番11号
債務者　宇治　光彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県茅野市中大塩６番地33
債務者　松下　岳夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３１号
岐阜県高山市千島町184番地２　小出博員方、住民票上の住所岐阜県高山市国府町今375番地
債務者　木下　聖之
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
岐阜県高山市上岡本町３丁目227番地１コーポ高千穂Ｃ棟
債務者　林　田美子（旧姓三塚）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
三重県桑名市星見ヶ丘４丁目608番地10
債務者　長谷川俊広
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
三重県桑名市星見ヶ丘４丁目608番地10
債務者　長谷川朝子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
三重県四日市市前田町14番１―11号
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
三重県四日市市鵜の森２丁目３番19―808号
債務者　伊藤　年子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
三重県三重郡菰野町大字菰野2523番地
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
滋賀県守山市水保町北川2891―235　ホテルアメーノ、住民票上の住所京都市山科区西野山射庭ノ上町247番地の45
債務者　間嶋　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
兵庫県川西市多田院２丁目８番11号
債務者　堀　絵里子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目23番22―403号
債務者　ミラプリ　モーハン　ナラエンダス
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５４号
兵庫県西宮市南昭和町６番28―202号
債務者　松原　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係